財政健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び第22条1項の規定により、令和7年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、次のとおり公表します。

1　健全化判断比率

区　　分	真狩村の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実　質　赤　字　比　率	―	15.00	20.00
連　結　実　質　赤　字　比　率	―	20.00	30.00
実　質　公　債　費　比　率	7.6	25.0	35.0
将　来　負　担　比　率	16.1	350.0	

※　実質赤字比率及び連結実質赤字比率がないため、「―」で表示します。

2　資金不足比率

特　別　会　計　の　名　称	真狩村の比率	経営健全化基準
簡　易　水　道　事　業　会　計	―	20.0
公　共　下　水　道　事　業　会　計	―	20.0

※　資金不足比率がないため、「―」で表示します。

上記のとおり、令和6年度は「健全化判断比率」において、早期健全化基準を全て下回りました。また、地方公営企業法の規定を適用する特別会計の「資金不足比率」については、資金不足が生じた会計はありませんでした。

○　用語の解説

【健全化判断比率】

（1）実質赤字比率
　一般会計等を対象とした実質収支（歳入総額からか歳出総額を差引いた額）の標準財政規模に対する比率
※標準財政規模＝標準税収入額+地方譲与税等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

（2）連結実質赤字比率
　一般会計と公営企業会計を含めた全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

（3）実質公債費比率
　一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

（4）将来負担比率
　一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【資金不足比率】

　公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率